

# 川崎町「道の駅」造成基本実施設計・建築基本設計等業務委託 公募型プロポーザル実施要領

## 1. 目的

本要領は、川崎町「道の駅」造成基本実施設計・建築基本設計等業務委託を実施するにあたり、当該業務委託の履行に最も適した契約の相手方となる候補者（以下「契約候補者」という。）を選定するため、公募型プロポーザルの実施に必要な事項を定める。

## 2. 業務委託の概要

### (1) 業務名

川崎町「道の駅」造成基本実施設計・建築基本設計等業務

### (2) 目的

本業務は、発注者が設置を計画している道の駅について、令和3年3月に策定した川崎町「道の駅」基本構想・基本計画（以下「基本計画」という。）に掲げる基本理念及びコンセプトを踏まえた、多くの人々が何度でもおとずれたくなる魅力的な施設となるように、造成基本実施設計・建築基本設計等を作成することを目的とする。

なお、造成基本実施設計・建築基本設計等の作成に当たっては、次の事項に留意するものとする。

- ① 受注者は、発注者と十分に意見調整を行いながら、設計を行うものとする。
- ② 基本計画に掲げる基本理念及びコンセプトを踏まえ、魅力的な施設となるよう受注者の自由で大胆な発想を求めるものとする。
- ③ 建築物については基本計画の面積を基本とする。

### (3) 業務内容

川崎町「道の駅」建設計画概要のとおり（別紙参照）

### (4) 履行期間

契約締結日～令和5年3月22日

※土地収用法第16条に基づく事業認定を令和4年9月30日までに受けること。

※都市計画法第29条に基づく開発行為許可を令和5年1月31日までに受けること。

### (5) 整備候補地

川崎町大字田原（別紙位置図参照）

### (6) 面積

約24,500㎡

### (7) 用途地域

用途地域指定なし（建ぺい率70%、容積率200%、都市計画区域内非線引き、農業振興地域、農用地区域）

### (8) 概算建設予算(予定)※プロポーザルを実施する上での提案参考額

1,620,000千円（土地取得費、設計費、測量費を除く）

（消費税及び地方消費税含む）

### (9) 造成基本実施設計・建築基本設計等業務上限額

本業務等に要する費用の上限は63,000千円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

(10) 本業務の内容及び分担業務

- |          |  |
|----------|--|
| ア 土木     | 造成設計・測量・地質調査<br>主たる分担業務 「造成設計」   |
| イ 建築     | 建築基本設計（意匠）・建築基本設計（構造）・建築基本設計（積算）・<br>電気設備・機械設備<br>主たる分担業務 「建築基本設計（意匠）」 |
| ウ 開発行為許可 | 都市計画法第29条に基づく開発行為許可申請  |
| エ 事業認定   | 土地収用法第16条に基づく事業認定申請支援  |

3. 本業務実施上の留意事項

プロポーザルにおける企画提案は、事業者を選定するためにその取組方法について提案を求めるものであり、策定業務の具体的な内容や成果品の一部を求めるものではない。具体的な策定作業については、契約後、企画提案書に記載された具体的な取組方法を反映しつつ、発注者と協議のうえ実施するものとする。

4. プロポーザルの種類

公募型プロポーザル方式

5. 参加資格要件

(1) 参加者の構成

ア プロポーザルに参加しようとする者は、共同企業体（以下「JV」という。）とし、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

なお、JVの構成員は、ほかのJVの構成員としてプロポーザルに参加することはできない。

① 全ての構成員が（2）参加資格要件の（エ）から（ス）までのすべての要件をみたしていることとし、（ア）については土木を担当する構成員が、（イ）と（ウ）については建築を担当する構成員が要件を満たしていること。

② JVの構成員は「土木」を担当する者、「建築」を担当する者からなるものとする。

③ JVの代表者には、「土木」を担当する者を充てるものとする。

④ JVの構成員数は2社とする。

(2) 参加資格要件

（ア）平成23年度以降に元請として受注した業務のうち、面積5,000㎡以上の公園等と同種又はこれに類似する施設に関する造成実施設計業務受託実績を有する者であること。

※同種とは面積5,000㎡以上の公園、緑地、広場をいう。

※類似とはこれらに類する施設をいう。

（イ）平成23年度以降に元請として受注した業務のうち、「道の駅」と同種、類似又は延

べ床面積2,000㎡以上の公共施設に関する建築基本設計又は建築実施設計業務受託実績を有する者であること。

※同種とは国土交通省に道の駅として登録されている施設をいう。

※類似とは、道の駅と同種施設に準じると判断できる施設（高速道路のサービスエリア、商業施設を有するパーキングエリア等）をいう。

- (ウ) 建築士法（昭和52年法律第202号）第23条の規定により、一級建築士事務所の登録を受けていること。
- (エ) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当していないこと。
- (オ) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更正手続開始の申立てをしていない者であること。
- (カ) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てをしていない者であること。
- (キ) 公募開始時から契約締結までの間に、本町又は福岡県より指名停止又は指名除外等の措置を受けていない者又は受けることが明らかでない者であること。
- (ク) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員が経営していない者又は事実上経営に参加していない者であること。
- (ケ) 国税、地方税を滞納していないこと。
- (コ) 法人格を有し、本業務に関する委託契約を本町との間で直接締結できる民間事業者、団体であること。
- (サ) 福岡県内に本店、支店又は営業所を有していること。
- (シ) 統括責任者、管理技術者、主たる分担業務（造成設計、建築基本設計意匠）担当者は、参加申込者と直接的な雇用関係を有するものであること。また、病休、退職、死亡等の極めて特別な場合を除き変更を認めない。
- (ス) 本町の指名競争参加資格審査登録名簿に登録があること。※登録がない場合は指名競争参加資格審査申請書を提出すること。

### (3) 業務従事者

#### ア 統括責任者

- (ア) 業務を円滑に進めるため、全体業務を統括的に管理する統括責任者を選任すること。
- (イ) 統括責任者の下に、「土木」及び「建築」それぞれの管理技術者及び担当技術者を配置すること。
- (ウ) 統括責任者は、土木の管理技術者を兼任することができる。
- (エ) 統括責任者は、平成23年度以降に面積5,000㎡以上の公園等と同種又は類似の造成実施設計の実績を有する者であり、技術士（建設部門：道路）、技術士（建設部門：都市及び地方計画）又は一級建築士のうち、2つ以上の登録を受けている者であること。  
※同種、類似の定義は（2）参加資格要件（ア）と同様とする。

## イ 土木

(ア) 管理技術者は、平成23年度以降に面積5,000㎡以上の公園等と同種又は類似の造成実施設計の実績を有する者であり、技術士(建設部門:道路)又は技術士(建設部門:都市及び地方計画)の登録を受けた者であること。

※同種、類似の定義は(2)参加資格要件(ア)と同様とする。

(イ) 土木の分担業務に関わる担当技術者は、造成設計・測量・地質調査ごとに各1名配置すること。担当技術者は各土木の分担業務を兼任することができるものとする。

## ウ 建築

(ア) 管理技術者は、平成23年度以降に延べ床面積が1,000㎡以上である道の駅と同種、類似又は延べ床面積2,000㎡以上の公共施設についての建築基本設計又は実施設計の実績を有する者であり、一級建築士の登録を受けている者であること。

※同種、類似の定義は(2)参加資格要件(イ)と同様とする。

(イ) 建築の分担業務に関わる担当技術者は、建築基本設計(意匠)・建築基本設計(構造)・建築基本設計(積算)・電気設備・機械設備ごとに各1名配置すること。担当技術者は各建築の分担業務を兼任することができるものとする。※建築基本設計(意匠)については単独配置とするが、他の建築の分担業務に精通し、建築基本設計(意匠)及び他の建築業務を十分に遂行出来る能力を有する場合のみ許可する。

### (4) 協力事務所

ア 業務の一部を再委託する場合は、協力事務所を加えることを可とし、当該協力事務所は複数の参加者の協力事務所となることを可とする。なお、協力事務所を選定する場合は、町内事務所を優先して選定すること。

イ 本業務の主たる分担業務(造成設計、建築基本設計(意匠))を再委託しないこと。

## 6. 日程

番号	項目	日程	備考
1	公募開始	令和3年7月5日(月)	町ホームページ・窓口・業界新聞
2	参加表明書等に関する質問受付	令和3年7月8日(木)～ 7月13日(火)16時まで	電子メール
3	参加表明書等に関する質問回答	令和3年7月20日(火)17時まで	町ホームページ
4	参加表明書等の受付	令和3年7月8日(木)～ 7月27日(火)16時まで	持参
5	第一次審査 書類審査	令和3年8月3日(火)	
6	第一次審査結果通知発送	令和3年8月5日(木)	町ホームページ及び電子メール・郵送
7	企画提案書等の受付	令和3年8月30日(月)～ 9月3日(金)16時まで	持参

8	企画提案書等に関する質問受付	令和3年8月6日(金)～ 8月17日(火)16時まで	電子メール
9	企画提案書等に関する質問回答	令和3年8月26日(木)17時まで	電子メール
10	第二次審査 ヒアリング(プレゼンテーション)	令和3年9月9日(木)	
11	第二次審査結果通知	令和3年9月17日(金)	町ホームページ及び 電子メール・郵送
12	契約締結	令和3年9月22日(水)予定	

※各期日については目安であり、状況によっては日程を変更する場合がある。

## 7. 質問の受付及び回答

### (1) 参加表明書等に関する質問

#### ①提出期限

令和3年7月8日(木)～令和3年7月13日(火)16時まで

#### ②提出方法

下記アドレスに電子メールにて質問すること。電子メール以外での方法で提出された質問に対しては回答しない。また、電子メール送信後に、担当者へ受信確認の電話連絡を行うこと。なお、時間は、9時から16時まで(土・日曜日、祝日を除く。)とする。

川崎町役場企画情報課 アドレス [kikaku@town.fukuoka-kawasaki.lg.jp](mailto:kikaku@town.fukuoka-kawasaki.lg.jp)

川崎町役場企画情報課 電話番号 0947-72-3000(内線301)

#### ③提出様式

電子メール送信の際の件名は、次のとおりとする。

件名 川崎町「道の駅」造成基本実施設計・建築基本設計等業務委託に関する質問について

質問の詳細は、「質問書」(様式1)に記載し、電子メールに添付すること。

#### ④回答方法

すべての質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものを除き、令和3年7月20日(火)17時までに、川崎町ホームページに随時掲載する。また、質問を行った企業名は公表しない。

### (2) 企画提案書等に関する質問

#### ①提出期限

令和3年8月6日(金)～令和3年8月17日(火)16時まで

#### ②提出方法

上記の「参加表明書等に関する質問 ②提出方法」を参照。

#### ③提出様式

上記の「参加表明書等に関する質問 ③提出様式」を参照。

なお、質問の詳細は、「質問書」(様式9)に記載し、電子メールに添付すること。

#### ④回答方法

すべての質問に対する回答は、令和3年8月26日（木）17時までに、第2次審査参加決定者全員に随時電子メールで回答する。また、質問を行った企業名は公表しない。

## 8. プロポーザルへの参加について

参加表明者は、以下に定める事項に従い、必要書類を作成の上、提出期限までに提出すること。

### (1) 参加表明書等提出書類

番号	提出書類	摘要
1	参加表明書（様式2-1）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・共同体協定書（様式2-2）の写しを添付すること。</li> <li>・業務の一部を再委託する場合は（様式2-3）を添付すること</li> </ul>
2	会社概要書（様式3） ※構成員ごと提出。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・履歴事項全部証明書（商業登記簿謄本）の写しを添付すること。</li> <li>・納税証明書（「法人税」及び「消費税及び地方消費税」について未納税額のない証明書。また、川崎町税の課税がある事業者のみ滞納のない証明書）の写しを添付すること</li> </ul>
3	役員等調書及び照会承諾書（様式4） ※構成員ごと提出	
4	業務実績書 土木（様式5）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・参加企業の「5 参加資格要件（2）（ア）」に関する業務実績内容が分かる契約書等の写しを添付すること</li> </ul>
5	業務実績書 建築（様式6）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・参加企業の「5 参加資格要件（2）（イ）」に関する業務実績内容が分かる契約書等の写しを添付すること</li> </ul>
6	業務実施体制表（様式7）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本業務を担当する者を全て記載すること</li> </ul>
7	統括責任者・管理技術者・担当技術者経歴等、統括責任者・管理技術者業務実績表 （様式8-1、8-2、8-3、8-4、8-5）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「5 参加資格要件（3）ア 統括責任者（エ）」、「5 参加資格要件（3）イ 土木（ア）」及び「5 参加資格要件（3）ウ 建築（ア）」に関する業務に携わったことが分かる業務履行証明書及び契約書の写しを添付すること。</li> <li>・「5 参加資格要件（3）ア 統括責任者（エ）」、「5 参加資格要件（3）イ 土木（ア）」及び「5 参加資格要件（3）ウ 建築（ア）」に記されている資格を証明する書類（資格証等）の写しを添付すること。</li> <li>・配置する管理技術者及び担当技術者に開発許可業務の実績がある場合は、業務実績内容が分かる書類等の写しを添付すること。</li> <li>・配置する管理技術者及び担当技術者に事業認定申請支</li> </ul>

		援業務の実績がある場合は、業務実績内容が分かる書類等の写しを添付すること。 ・配置する統括責任者、管理技術者及び担当技術者の参加企業との雇用関係の分かる書類（雇用保険証等の写し）を添付すること。
--	--	--

①提出期限

令和3年7月8日（木）～令和3年7月27日（火）16時までとする。

ただし、土、日曜日、祝日を除く午前9時から16時までとする。

②提出部数

参加表明書等提出書類1～7を1部提出すること。

③提出方法及び提出先

- 1) 提出書類は、A4サイズで提出すること。なお、添付資料等でA3サイズのものが生じる場合は、A4サイズにZ折りにして折り込むこと。
- 2) 参加表明書等提出書類2から7は、番号順に並べ、各提出書類の次に各提出書類に必要な添付資料を添えて、左上1箇所をホッチキス留めし提出すること。
- 3) 「13 担当部署（提出・問合せ先）」へ持参により提出すること。

④辞退等について

参加表明書等の書類を提出後に辞退する場合は、辞退届（様式16）を提出すること。

(2) 第一次審査用提出書類

番号	提出書類	摘要
1	業務実績書 土木（様式5）	・提出者（参加者名、代表者名等）の特定又は推察することができる内容の記述は一切してはならない。
2	業務実績書 建築（様式6）	・提出者（参加者名、代表者名等）の特定又は推察することができる内容の記述は一切してはならない。
3	統括責任者、管理技術者（土木）、管理技術者（建築）の業務実績表（様式8-3、8-5）	・提出者（参加者名、代表者名等）の特定又は推察することができる内容の記述は一切してはならない。
4	統括責任者、管理技術者・担当技術者（土木）、管理技術者・担当技術者（建築）の経歴等（様式8-1、8-2、8-4）	・提出者（参加者名、代表者名等）の特定又は推察することができる内容の記述は一切してはならない。

①提出期限

令和3年7月8日（木）～令和3年7月27日（火）までとする。

ただし、土、日曜日、祝日を除く9時から16時までとする

②提出部数

第1次審査用提出書類の番号1～4を15部提出すること。

③提出方法及び提出先

- 1) 提出書類は、A4サイズで提出すること。なお、添付資料等でA3サイズのもが生じる場合は、A4サイズにZ折りにして折り込むこと。
- 2) 第一次審査用提出書類1～4を番号順に並べ、各提出書類の次に各提出書類に必

要な添付資料を添えて、番号ごとに左上1箇所をホッチキス留めし提出すること。

3)「13 担当部署 (提出・問合せ先)」へ持参により提出すること。

(3) 企画提案書等提出書類 (第2次審査参加決定者)

①企画提案書等は、「川崎町「道の駅」造成基本実施設計・建築基本設計等業務委託公募型プロポーザル企画提案書作成要領」及び「川崎町「道の駅」建設計画概要」を基に作成し、提出期限までに提出すること。

番号	提出書類	摘要
1	企画提案書提出届 (様式10)	
2	企画提案書「川崎町「道の駅」造成基本実施設計・建築基本設計」 (様式11～14) ※用紙サイズA3指定	・「川崎町「道の駅」造成基本実施設計・建築基本設計等業務委託公募型プロポーザル企画提案書作成要領」及び「川崎町「道の駅」建設計画概要」を参照
3	参考見積書 (様式15)	・積算内訳書を添付すること ・金額には消費税及び地方消費税を含むこと

②提出期限

令和3年8月30日 (月)～令和3年9月3日 (金) まで  
ただし、土、日曜日、祝日を除く9時から16時までとする

③提出部数

- 1) 企画提案書等提出書類1は1部提出すること。
- 2) 企画提案書等提出書類2は「川崎町「道の駅」造成基本実施設計・建築基本設計等業務委託公募型プロポーザル企画提案書等作成要領」の「1 一般事項」に基づいて、15部提出すること。
- 3) 企画提案書等提出書類3は14部提出すること。また、空欄に共同企業体名を記入した上で別に1部提出すること。

④提出方法及び提出先

「13 担当部署 (提出・問合せ先)」へ持参により提出すること。

⑤辞退等について

企画提案書等の書類を提出後に辞退する場合は、辞退届 (様式16) を提出すること。

## 9. 選定委員会

契約候補者の選定は、別に定める川崎町「道の駅」造成基本実施設計・建築基本設計等業務委託事業者選定委員会 (以下「選定委員会」という。) の評価に基づいて行う。

なお、選定委員会は委員構成10人による非公開とし、委員の氏名については、選定における公平性を確保するため、プロポーザル方式による設計者の特定後に公表するものとする。

## 10. 契約候補者の選定方法

本要領及び川崎町「道の駅」建設計画概要等に基づき提出された各書類について、以下の方法により選定委員会で審査を行い、第一次審査及び第二次審査の評価項目における総配点の60%以上を獲得した事業者の中から総合的に判断して最優秀者1者と優秀者1者を選定する。また、プロポーザル参加者が1社のみの場合でも、審査・評価は実施するが、評価が一定水準



に達しない場合は、最優秀提案者として選定しない。

(1) 第一次審査 書類審査

①実施日

令和3年8月3日(火)

②審査方法

第一次審査用提出書類を書類審査し、総合的に判断して上位3者～5者程度決定する。

③審査結果

第一次審査の結果は、令和3年8月5日(木)17時までに、川崎町ホームページに掲載する。第一次審査により選定された参加表明者には電子メールで通知し、あわせて郵送で別途通知する。

(2) 第二次審査 ヒアリング(プレゼンテーション)

第一次審査によって選定された参加表明者に対して、「川崎町「道の駅」造成基本実施設計・建築基本設計等業務委託公募型プロポーザルにおけるヒアリング(プレゼンテーション)審査実施要領」によりヒアリング(プレゼンテーション)審査による選考を行う。  
※新型コロナウイルス感染症拡大状況等により、審査方法が変更する場合がある。

①実施日

令和3年9月9日(木) ※時間等詳細については、後日、別途通知する。

場所 川崎町役場庁舎2階 入札室(予定)

② 発表時間等

1者準備時間5分、説明時間30分以内、及び15分以内の質疑応答時間を設ける。

説明は企画提案書に沿った内容とし、追加資料は認めない。

③審査結果

審査結果は、令和3年9月17日(金)17時までに最優秀者、優秀者のみホームページで公表する。第二次審査の対象者に対し、メールで通知し、あわせて郵送で別途通知する。

(3) 審査項目

審査は以下の項目について行う。なお、審査会での選考は非公開とする。

評価項目		評価事項	配点
第一次審査評価項目	担当チーム能力	1. 設計事務所の実績 2. 統括責任者の能力 3. 土木管理技術者の能力 4. 建築管理技術者の能力 5. 各担当技術者の能力 6. 担当チームの人数	約30%

第二次審査評価項目	担当チーム対応力	1. 業務への取組体制 2. 担当チームの特徴 3. 実務実施上の配慮 4. 工程計画、技術者配置計画の妥当性 5. 業務に対する取組意欲	約 20%
	課題に対する提案の的確性・独創性・実現性	1. 他の道の駅にない特徴的なコンセプト ① 本町の特徴（パン博等）を活かした魅力的な道の駅づくり ② 他の道の駅との差別化及び川崎町農産物直売所「D e・愛」との連携を意識した道の駅づくり 2. ゆったりと過ごせる心地よい空間づくり ① 来訪者（町内、町外問わず）が心地よく過ごせ、再度訪れたいと思えるような空間づくり 3. 多世代間の交流により心身ともに健康になれる場所 ① 多世代交流施設を中心とした心身ともに健康になれる施設づくり	約 48%
	経済性	参考見積書の価格評価	約 2%

### 1.1. 失格事項

次のいずれかに該当するときは、失格とする。

- ①本実施要領等で定めた要件、期限、方法等を遵守しない場合
- ②参考見積書の金額が予定額を超過している場合（消費税及び地方消費税含む。）
- ③提出書類及びヒアリング（プレゼンテーション）等に虚偽の記載や説明があった場合
- ④審査結果に影響をあたえるような不正行為が発覚した場合
- ⑤契約締結の日までに、5 参加資格要件 に記載の参加資格を満たさなくなった場合
- ⑥その他本実施要領に違反すると認められた場合

### 1.2. 契約

最優秀者に選定された者と予算の範囲内で随意契約行う。最優秀者との契約が合意にいたらなかった場合は、優秀者に選定された者と予算の範囲内で随意契約を行うものとする。

### 1.3. その他

- ①第一次審査、第二次審査ともに、審査に対する異議の申立ては受け付けない。
- ②本プロポーザルにかかる費用については、全て参加者の負担とする。
- ③提出にかかる書類等については、返却しない。

- ④書類の提出後の差し替え、追加、再提出は認めない。また、提出した書類に記載した技術者は変更できないものとする。ただし、配置予定の統括責任者、管理技術者及び担当技術者については、病休・死亡・退職等極めてやむを得ない理由により変更を余儀なくされた場合は、同等以上の技術者を再配置し、かつ本町の了解を得なければならない。
- ⑤提出された書類等は、提案者に無断で提案の審査以外の目的で使用しない。
- ⑥電子メール等の不着等の通信事故については、本町はいかなる責任も負わない。
- ⑦本要領に規定されていない事項が発生した場合は、選定委員会と事務局が協議して決定するものとする。

#### 14. 担当部署（提出・問合せ先）

〒827-8501

福岡県田川郡川崎町大字田原789-2

川崎町役場 企画情報課 企画調整係 道の駅整備推進室

電話：0947-72-3000（内線301）

FAX：0947-72-6453

E-Mail：[kikaku@town.fukuoka-kawasaki.lg.jp](mailto:kikaku@town.fukuoka-kawasaki.lg.jp)

担当：寺内、中川、丸田